

## ○水道事業加入金について

水道事業加入金（以下加入金）は、新たに水道を引く方や水道メーターの口径を大きくする方にご負担いただく費用です。

加入金は設置する量水器（水道メーター）の口径によって異なります。

また、大洗町では水道の普及促進を目的として県の補助事業を活用し加入金を一律3万円減額する制度を実施しています。

加入金の金額については下記の通りです。

## ○各種手数料（給水装置工事申請時に必要な手数料です）

### ○工事検査手数料

13～40mm	3,000円
50～150mm	5,000円

○設計検査手数料 1,000円

### ○道路占用手数料

町道	1,000円
国・県道	3,000円

## ○水道事業加入金（減免後）（消費税含む）

13mm	11,800円
20mm	84,400円
25mm	157,000円
30mm	300,000円
40mm	520,000円
50mm	850,000円
75mm	2,720,000円
100mm	以上その都合別に協議

※増径は加入金の差額から30,000円減免

※減免には減免申請書の提出が必要です。